

お知らせ

平成27年11月18日
九州電力株式会社

川内原子力発電所2号機の高経年化対策に係る 原子炉施設保安規定の変更認可について

当社は、平成26年11月に原子力規制委員会へ申請した、川内2号機の高経年化対策に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について、同委員会による審査を受けてきました。

本日、審査が終了し、原子力規制委員会より保安規定変更の認可を受けましたのでお知らせします。

当社は今後とも、認可を受けた保安規定に基づき、適切に保守管理を実施してまいります。

[高経年化技術評価]

- ・原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以降、30年を経過するにあたり、経年劣化に関する技術的な評価を行い、その結果に基づき、今後10年間に実施すべき長期保守管理方針を原子炉施設保安規定に定めるもの。

以上